

購入実績によっては、何本かに変わります。



“Third-hand smoke” という言葉ご存知ですか？

留萌支部長 近江谷 尚 紀

最近、Internet上にThird-hand smokeという言葉を見つけましたのでお知らせいたします。

“Third-hand smoke” というこの言葉、直訳すると「三次喫煙」になるのですが、この言葉を知っている人はまだ殆どいないと思っています。簡単に説明しますと、電車に乗っている時に途中駅で乗車した人の中にタバコ臭い人がいませんか。また、喫煙室から出てきた喫煙者がタバコ臭い、そういった経験をしたことがありませんか？多分、皆さんが経験なさったことがあると思います。そうです、それこそが三次喫煙です。喫煙室で喫煙者の衣服にこびりついたタバコの有害物質が喫煙室を出てもなお周囲に放出され、他人の健康被害を与えるというものです。また、タクシー車内はもちろん、一般乗用車や果ては家の中でさえも喫煙者が空間内で喫煙する限り家族がその場にいらなくても三次喫煙の被害に遭ってしまいます。喫煙が身体に悪いことは十分に知られていますし、受動喫煙（二次喫煙）が悪いことも知られておりますが、さらには三次喫煙（タバコを消した後の残留物から有害物質を吸入すること）もわれわれのDNAにダメージを与える可能性のあることが、研究によって明らかになったそうです。自分もタバコをやめてから10年以上たちますが、たばこを吸っていた当時は、どれだけ周りに被害を与えていたかと猛省しております。

ほらほら、そこの今でもタバコを吸っているあなた、健康のためと可愛い、可愛いお孫さんのために、すぐに煙草を止めませんか？

「服や車などに残る「三次喫煙」もDNAに有害」The Huffington Post
投稿日：2013年06月26日より部分引用しました。



歯科国保の議論から

美唄支部長 小 森 英 世

約6年程、歯科国保美唄支部長として種々の議論を拝聴し勉強させていただきました。

歯科医師会の会員であれば 通常歯科国保に加入する訳で、多年にわたり病気をしてもしなくてもしっかりとした組織のもとに守られている安心感。保険金増額の近年のやむなき事態にも、色々配慮のもとに運営がなされていることにまずもって感謝申し上げたい。

従来ほど自治体国保の保険料との差は少なくなっているとはいえ依然としてメリットはあり、又、優位性を保とうとしていることも評価される。

私が現状で考える若干の改善点を申し述べ役割の一助としたいと思います。

1. 保険料の負担増加は今後も予想されますが
 - a. 間接的に会の方から何らかの名目で扶助するという考えがあっても良いと思う。
 - b. 道歯企画の役割は大きく、人材派遣や材料、メタル購入、技工、税理面等診療所の経費の節減の為に活動を拡げるべきだ。

保険料の増額よりも大きなメリットをもたらすだろう。

分野を異にして、トータルで負担を和らげるという視点が一番大事だ。

- c. 疾病にかかり、もしくは保険料アップしても逆手に取るようなヘッジのシステムのある保険の導入を考えると良い。リバースヘッジの考え方である。

早速1日8000歩以上の歩行で還付金が出る保険が販売されるようだ。

2. 厚労省や自治体もすでに動き出しているように、入院や通院患者、被保険者からのデータをもっと細かく分析し

- a. 出費を抑えるべくデータ（歩行数、歩行速度、血圧、血糖値、HbA1c等）の双方向的管理によりアドバイスするシステムをつくと良い。

先進的な自治体では健幸ポイントとして、努力すれば実際のなメリットがあるようにして効果をあげているところもある。

- b. 糖尿病ならカロリー管理等というようなシステムの病院、診療所にこだわらず経済的にやさしく、かつ被保険者、会員が健康を取り戻せるような、さらにいえば、透析、失明、足の切断を未然に防ぐようなアドバイスがあってもおかしくない。

- c. 診療所、病院と提携し、保健師、看護師を派遣してもらったり。別途歯科国保が雇用したりして予防、データ管理の為エネルギーを注ぐべきだろう。

ご注意願います

…お子様が進学される方はご留意下さい…

国民健康保険法第116条（学）の届出について

「学」（修学のため世帯主の住所から離れる方）及び「学」（旅行や療養などで一時的に世帯主の住所から離れる方）の届出については、平成17年の保険証カード化に伴い保険証を1人1枚交付することにしてありますが、法令により「学」については現在も標記の届出が必要とされております。

つきましては、現在ご子息などが修学により離れて居住されている組合員におかれましては、国民健康保険法第116条該当届（学申請書）に在学証明書を添付の上、届出をお願いいたします。

また、本年4月からご子息などが就学され離れて居住される場合は、入学手続き後に必ず届出をお願いいたします。

修学中の者に関する届出（国保法施行規則第5条より抜粋）

被保険者が、第116条の規定の適用を受けるに至ったときは、当該被保険者が属するものとみなされる世帯の世帯主は、修学中の者に関する届出を提出しなければならない。

以上の件につきましてご不明な点がございましたら、北海道歯科医師国民健康保険組合事務局までお問い合わせください。

電話（011）231-6148